

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十七号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

別表第一中第六号を次のように改める。

六 一般社団法人せとうち観光推進機構

別表第二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 広島県農業協同組合中央会

附則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。